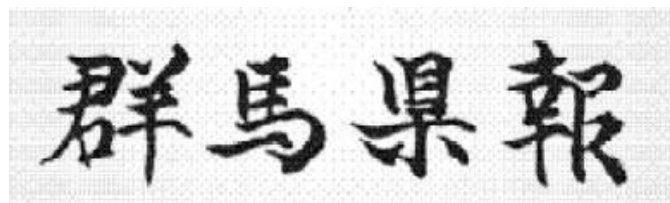




県章



平成29年
4月7日(金)
号外(第1号)

目次

ページ

監査委員公告

○監査結果の公表

2

○同

6

■ 監査委員公告

◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

群馬県監査委員 丸 山 幸 男
同 林 章
同 岩 井 均

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとり適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査対象機関 地域機関等33機関
- 4 監査結果の概要
 - (1) 指摘事項（適正を欠くと認められ、改善を要するもの） 1件
 - (2) 注意事項（軽易な誤りがあり、改善を要するもの） 4件
 - (3) 検討事項（事務の効率化等の面から検討を要するもの） なし
- 5 機関別監査結果
 - (1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (平成29年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
女子大学 (平成29年2月9日)	(注意事項) 群馬県非常勤嘱託職員就業要領第4条において、非常勤嘱託職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり29時間以内とし、1日の勤務時間は7時間45分を超えないものとされている。 また、同要領第5条第3項において、公務執行上やむを得ない事情があると所属長が認めた場合、日曜日を初日とする1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で、非常勤嘱託職員の勤務時間及び勤務を要しない日を変更することができるものとされている。 当該機関は、教務補助業務等に従事させるため平成28年4月1日に非常勤嘱託職員を任用し、事務監査日（平成29年1月17日）現在まで継続して任用しているが、1週間当たり38時間45分を超えて勤務時間を変更していた。 (注意事項) 群馬県行政財産使用料条例第2条において、地方自治法第238条の4第7項の規定による許可を受けて行政財産を使用する者は、使用料を納付しなければならないこととされており、使用料の徴収方法は、同条例第6条第1項により、原則として前納とするとされている。 当該機関は、社会福祉法人に対して平成28年10月18日付けで同月19日の1日間を許可期間とする行政財産の使用を許可し、使用料の額を2,280円としたが、使用料の納入通知書を同月10日に発行し、納期限を同月30日としていた。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
近代美術館 (平成29年2月3日)	(指摘事項) 出納員の任命については、群馬県財務規則第6条第2項の規定により、同規則別表第2の職にある者をもって充てることとされている。また、同条第5項の規定により、出納員に事故があったとき又は出納員が欠けたときは、当該出納員の所属の他の職員の中から出納員を命じ、臨時にその事務を行わせるものとされている。 当該機関は、出納員の職にある者が平成28年9月7日から同年12月1日（事務監査当日）まで不在であったが、出納員の任命を怠っていたため、物品の出納及び保管に関する事務や支出負担行為の確認に関する事務など出納員の事務が適正に行われていなかった。
館林美術館 (平成29年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (平成29年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (平成29年2月3日)	(注意事項) 群馬県財務規則第191条第1項において、契約担当者は、契約を締結するに当たっては、契約の目的、契約の金額、契約代金の支払又は受領の時期及び方法などを記載した契約書を作成しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができるとされている。 当該機関は、ティランノサウルス頭骨レプリカを購入したが、同項第1号から第4号までのいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。

(3) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
動物愛護センター (平成29年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(4) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
農林大学校 (平成29年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(5) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋産業技術専門校 (平成29年1月19日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

高崎産業技術専門学校 (平成29年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田産業技術専門学校 (平成29年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(6) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (平成29年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻発電事務所 (平成29年1月20日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (平成29年1月26日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (平成29年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所 (平成29年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第一水道事務所 (平成29年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田山田水道事務所 (平成29年1月25日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部地域水道事務所 (平成29年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (平成29年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(7) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (平成29年1月30日)	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第81条第1項において、資金前渡職員は、前渡を受けた資金に係る用件終了後5日以内に、資金前渡精算書及び証拠書類を添えて、支出命令者の確認を受けて企業出納員に提出しなければならないとされている。また、同規程第54条第1項において、支出命令者は、支出命令をするに当たっては、支出票を発行しなければならないとされている。 当該機関において、資金前渡職員に支出した経費の一部について、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 社会参加費を除く資金前渡3件について、資金前渡精算書の作成、支出命令者の確認及び企業出納員への提出が行われていなかった。 (2) 平成28年4月20日に振込手数料260円、同年10月5日に広告掲載料2,000円を支出票を発行せずに資金前渡職員口座の残高から支出した。

	(3) 学会への支払期限が平成28年7月25日とされている施設審査料30,000円及び振込手数料130円の合計30,130円について、同月29日に資金前渡職員口座へ預け入れたものの、事務監査日までに支払が行われていなかった。
がんセンター (平成29年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (平成29年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
小児医療センター (平成29年2月9日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(8) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
文書館 (平成29年2月3日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
ぐんま昆虫の森 (平成29年2月1日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛少年自然の家 (平成29年1月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(9) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川警察署 (平成29年2月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

◎監査公表第 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項の規定により実施した第 9 回（平成 2 7 ～ 2 8 年度）
工事に係る行政監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、別冊（第 9 回（平成 2 7 ～ 2 8 年度）工事
に係る行政監査結果報告書）のとおり公表する。

平成 2 9 年 4 月 7 日

群馬県監査委員	丸 山 幸 男
同	林 章
同	岩 井 均

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
